

○小牧市道路占用料条例

昭和 39 年 7 月 7 日

条例第 45 号

改正 昭和 51 年 3 月 31 日 条例第 23 号
昭和 57 年 3 月 30 日 条例第 27 号
昭和 60 年 12 月 25 日 条例第 39 号
昭和 63 年 12 月 23 日 条例第 27 号
平成 4 年 3 月 31 日 条例第 16 号
平成 5 年 12 月 24 日 条例第 23 号
平成 7 年 3 月 30 日 条例第 6 号
平成 8 年 3 月 29 日 条例第 9 号
平成 9 年 3 月 28 日 条例第 4 号
平成 9 年 10 月 3 日 条例第 20 号
平成 12 年 3 月 29 日 条例第 27 号
平成 15 年 9 月 19 日 条例第 31 号
平成 16 年 3 月 26 日 条例第 12 号
平成 19 年 3 月 28 日 条例第 10 号
平成 19 年 9 月 14 日 条例第 23 号
平成 22 年 12 月 27 日 条例第 34 号
平成 25 年 6 月 25 日 条例第 26 号
平成 25 年 12 月 27 日 条例第 36 号
平成 28 年 3 月 25 日 条例第 25 号
平成 28 年 12 月 27 日 条例第 45 号
令和元年 6 月 28 日 条例第 20 号
令和元年 12 月 25 日 条例第 56 号
令和 2 年 12 月 17 日 条例第 43 号

(目的)

第 1 条 この条例は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号。以下「法」という。）第 39 条第 2 項及び第 73 条第 2 項の規定により、道路の占用

料（以下「占用料」という。）の額及び徴収方法並びに延滞金の徴収について定めることを目的とする。

（占用料の徴収の範囲）

第2条 占用料は、市道の占用につき、法第32条第1項又は第3項の規定により市長の許可を受けた者及び法第35条の規定により協議し、同意が成立した者並びに電線共同溝に係る占用にあつては電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により市長の許可を受け、又は同法第21条の規定により協議が成立した者（以下「道路占用者」という。）から徴収する。

（占用料の額）

第3条 占用料の額は、別表のとおりとする。ただし、占用の期間が1月未満の場合は、同表に定めるところにより算出した額に1.1を乗じて得た額とする。

（占用料の徴収方法）

第4条 占用料は、市長の定める期間内に納入通知書により一括して徴収する。ただし、占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料は、当該年度分を当該年度の4月30日（この日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）に当たるときは、その後の日曜日等でない日）までに徴収する。

（占用料の還付）

第5条 既に徴収した占用料は、還付しない。ただし、市長が占用期間内に法第71条第2項の規定により占用の許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は天災その他特別の事情により道路占用者が占用することができなくなつたときには、その一部又は全部を還付することができる。

（占用料の減免）

第6条 市長は、次に掲げる占用物件に係る占用料について、特に必要が

あると認めたときは、第3条の規定にかかわらず、同条に規定する範囲内において別に占用料の額を定め、又は占用料を徴収しないことができる。

- (1) 法第35条に規定する事業及び地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条に規定する公営企業に係るもの
- (2) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第17号に規定する電気事業者又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業者が設ける架空の電線又は電話線及び各戸引込地下埋設管
- (3) 占用物件たる電柱又は電話柱を支えている支柱及び支線
- (4) 街灯その他道路交通の安全又は円滑を図る効用を有するもの
- (5) ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第12項に規定するガス事業者が設けるガス管
- (6) 水道法（昭和32年法律第177号）の規定に基づいて設ける水管（第1号に該当するものを除く。）
- (7) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設及び鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるもののに供する施設
- (8) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために使用する立札看板その他の物件
- (9) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業に係る停留所標識及び待合所（第1号に該当するものを除く。）
- (10) 出入りするために側溝、路端又は法面に^{のり}鐵板、板等を常置して設ける軽易な通路
- (11) 小牧市にぎわい広場の設置及び管理に関する条例（令和2年小牧市条例第43号）第4条第4項の規定により法第32条第1項又は第3項の規定による許可を受けたものとみなされた小牧市にぎわい広場の

全部又は一部の利用に係るもの

- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に占用料を減免する必要があると認めたもの
(延滞金の徴収)

第7条 占用料を納期限までに納付しなかつた道路占用者には、延滞金を徴収する。

2 前項の規定による延滞金については、小牧市税外収入に係る延滞金に関する条例（昭和39年小牧市条例第12号）の規定を準用する。この場合において、同条例第2条第1項及び附則第2項中「14.6パーセント」とあるのは「14.5パーセント」と、「7.3パーセント」とあるのは「7.25パーセント」と読み替えるものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年条例第23号）

(施行期日)

1 この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 施行日前に法第32条第1項又は第3項の規定により許可を受け、占用料を免除されている者で施行日以降引き続いて道路を占用し、許可条件の変更により施行日以降新たに占用料を徴収されることとなつた者に係る占用料の徴収は、第4条の規定にかかわらず、昭和51年度に限り昭和52年3月31日までとする。

附 則（昭和57年条例第27号）

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年条例第39号）

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年条例第27号）

この条例は、昭和 64 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年条例第 16 号）抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成 4 年 6 月 1 日から施行する。ただし、附則第 4 項の規定は、公布の日から施行する。

（小牧市道路占用料条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に道路の占用について許可を受けた者の当該占用（平成 4 年 6 月 29 日までの期間に係る道路の占用に限る。）に係る占用料の額については、第 1 条の規定による改正後的小牧市道路占用料条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 5 年条例第 23 号）

- 1 この条例は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条から第 8 条までの規定による改正前の各条例の規定に基づいて平成 6 年 3 月 31 日以前に発した督促状に係る督促手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成 7 年条例第 6 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 8 年条例第 9 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 9 年条例第 4 号）抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

（小牧市道路占用料条例の一部改正に伴う経過措置）

- 5 施行日前に道路の占用について許可を受けた者の当該占用（平成 9 年 4 月 29 日までの期間に係る道路の占用に限る。）に係る占用料の額については、第 15 条の規定による改正後的小牧市道路占用料条例第 3 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 9 年条例第 20 号）

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 平成10年4月1日前に道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項若しくは第3項の規定により許可を受け、又は同法第35条の規定により協議が成立したことにより道路を占用していた者が同日以後において引き続き同一の占用物件により当該道路を占用する場合の当該占用物件に係る平成10年度以後の各年度の占用料の額は、当該占用者ごとに、改正後的小牧市道路占用料条例第3条及び別表の規定により算出した当該占用物件に係る平成10年度以後の各年度の占用料の額が当該占用物件に係る平成9年度の占用料の額（当該占用物件に係る平成10年度以後の各年度の占用の期間に相当する期間と当該占用物件に係る平成9年度の占用の期間が異なる場合にあっては、当該占用物件に係る平成10年度以後の各年度の占用の期間に相当する期間を当該占用物件に係る平成9年度の占用の期間として改正前的小牧市道路占用料条例第3条及び別表の規定により算出した当該占用物件に係る占用料の額）に平成9年4月1日から平成10年度以後の各年度の4月1日までに経過した年数を指数とする1.1のべき乗を乗じて得た額（以下「調整占用料額」という。）を超える場合は、調整占用料額とする。

附 則（平成12年条例第27号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成15年条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条第7号の改正規定中「日本鉄道建設公団」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」に改める部分は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成16年条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条第6号の改正規定は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年条例第23号）

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成22年条例第34号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表令第7条第1号に掲げる物件の項の次に次のように加える改正規定は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第36号）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第6条第1号及び別表の改正規定 公布の日

(2) 第7条第2項に後段を加える改正規定 平成26年1月1日

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に道路の占用について許可を受けた者の当該占用（施行日前から平成26年4月29日までの期間に係る道路の占用に限る。）に係る占用料の額については、改正後的小牧市道路占用料条例第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成28年条例第25号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年条例第45号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第1条中第4条ただし書の改正規定、第2条中第8条の2第3項ただし書の改正規定、第3条中第9条第1項ただし書の改正規定並びに第4条中別表（1）の表の改正規定、別表（2）の表工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設又は土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置場の設置の項及びその他の土地の占用の項の改正規定並びに別表備考第5号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年条例第20号）抄

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(小牧市道路占用料条例の一部改正に伴う経過措置)

5 施行日前に道路の占用について許可を受けた者の当該占用（施行日前から令和元年10月30日までの期間に係る道路の占用に限る。）に係る占用料の額については、第4条の規定による改正後の小牧市道路占用料条例第3条ただし書の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和元年条例第56号）抄

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(小牧市道路占用料条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日前に道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項若しくは第3項の規定により許可を受け、若しくは同法第35条の規定により同意を得、又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により許可を受け、若しくは同法第21条の規定により協議が成立したことにより道路を占用していた者が同日以後において引き続き同一の占用物件により当該道路を占用する場合の当該占用物件に係る令和2年度以後の各年度の占用料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める場合につき、当該占用物件に係る令和元年度の占用料の額（当該占用物件に係る令和2年度以後の各年度の占用の期間に相当する期間と当該占用物件に係る令和元年度の占用の期間が異なる場合にあっては、当該占用物件に係る令和2年度以後の各年度の占用の期間に相当する期間を当該占用物件に係る令和元年度の占用の期間として改正前の小牧市道路占用料条例第3条及び別表の規定により算出した当該占用物件に係る占用料の額）に平成31年4月1日から令和2年度以後の各年度の4月1日までに経過した年数を指数とする1・2のべき乗を乗じて得た額（以下この項において「調整占用料額」という。）とする。

(1) ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第12項に規定する

ガス事業者、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第17号に規定する電気事業者及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者 改正後的小牧市道路占用料条例第3条及び別表の規定により算出した当該占用物件に係る令和2年度以後の各年度の占用料の額（以下「新占用料額」という。）を当該占用者の事業所ごとに合計した額が調整占用料額を当該占用者の事業所ごとに合計した額を超える場合

(2) その他の者 新占用料額が調整占用料額を超える場合

附 則（令和2年条例第43号）抄

（施行期日）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（令和3年規則第10号で令和3年4月1日から施行）

別表（第3条関係）

占用物件の種類	区分	単位	占用料(単位円)
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本1年につき	1,100
	第2種電柱	1本1年につき	1,600
	第3種電柱	1本1年につき	2,200
	第1種電話柱	1本1年につき	940
	第2種電話柱	1本1年につき	1,500
	第3種電話柱	1本1年につき	2,100
	その他の柱類	1本1年につき	94
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル 1年につき	9
	地下に設ける電線その他の線類	長さ1メートル 1年につき	6
	路上に設ける変圧器	1個1年につき	920
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方	570

	メートル 1 年につき		
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1 個 1 年につき	1, 900	
郵便差出箱及び信書便差出箱	1 個 1 年につき	790	
広告塔	表示面積 1 平方メートル 1 年につき	2, 300	
その他のもの	占用面積 1 平方メートル 1 年につき	1, 900	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が 0. 07 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	40
	外径が 0. 07 メートル以上 0. 1 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	57
	外径が 0. 1 メートル以上 0. 15 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	85
	外径が 0. 15 メートル以上 0. 2 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	110
	外径が 0. 2 メートル以上 0. 3 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	170
	外径が 0. 3 メートル以上 0. 4 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	230
	外径が 0. 4 メートル以上	長さ 1 メートル	400

	0. 7 メートル未満のもの	1 年につき		
	外径が 0. 7 メートル以上 1 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	570	
	外径が 1 メートル以上のも の	長さ 1 メートル 1 年につき	1, 100	
法第 32 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる施 設		占用面積 1 平方 メートル 1 年に つき	1, 900	
法第 32 条第 1 項第 5 号に掲げ る施設	上空に設ける通路	占用面積 1 平方 メートル 1 年に つき	1, 100	
	地下に設ける通路	占用面積 1 平方 メートル 1 年に つき	680	
	その他のもの	占用面積 1 平方 メートル 1 年に つき	1, 900	
法第 32 条第 1 項第 6 号に掲げ る施設	祭礼、縁日等に際し、一時 的に設けるもの	占用面積 1 平方 メートル 1 日に つき	23	
	その他のもの	占用面積 1 平方 メートル 1 月に つき	230	
道路法施行令(昭 和 27 年政令第 479 号。以下「令」 という。)	看板(アーチであるもの を除く。)	一時的に設けるもの その他もの	表示面積 1 平方 メートル 1 月に つき	230
			表示面積 1 平方 メートル 1 月に つき	2, 300

第 7 条第 1 号に 掲げる物件			メートル 1 年につき	
	標識		1 本 1 年につき	1, 500
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1 本 1 日につき	2 3
		その他のもの	1 本 1 月につき	230
	幕(令第 7 条第 4 号に掲げる)	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積 1 平方メートル 1 日につき	2 3
	工事用施設であるものを除く。)	その他のもの	その面積 1 平方メートル 1 月につき	230
	アーチ	車道を横断するもの	1 基 1 月につき	2, 300
		その他のもの	1 基 1 月につき	1, 100
令第 7 条第 2 号に掲げる太陽光発電設備及び風力発電設備			占用面積 1 平方メートル 1 年につき	1, 900
令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設及び同条第 5 号に掲げる工事用材料			占用面積 1 平方メートル 1 月につき	230
令第 7 条第 6 号に掲げる仮設建			占用面積 1 平方メートル 1 月につき	190

建築物及び同条第 7号に掲げる施 設		つき	
--------------------------	--	----	--

備考

- 1 この表において、「第1種電柱」とは電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、「第2種電柱」とは電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、「第3種電柱」とは電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 2 この表において、「第1種電話柱」とは電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、「第2種電話柱」とは電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、「第3種電話柱」とは電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 3 この表において「共架電線」とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。
- 4 占用料の額が100円に満たないときは、100円とする。
- 5 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。
- 6 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもつて計算し、なお、1月末満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月末満であるとき、又はその期間に1月末満の端数があるときは

1月として計算する。